

平成 21 年 7 月

受益者の皆様へ

シュローダー・ヨーロピアン・オープン A コース (為替ヘッジ付)  
シュローダー・ヨーロピアン・オープン B コース (為替ヘッジ無)  
繰上償還 (予定) のお知らせ  
(信託終了に係る書面)

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のお引立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、シュローダー・ヨーロピアン・オープン A コース (為替ヘッジ付)、シュローダー・ヨーロピアン・オープン B コース (為替ヘッジ無) (以下「ファンド」といいます。) につきまして、ファンドの受益権口数が信託約款に規定する受益権口数を下回っているため、信託約款の規定に基づき、平成 21 年 10 月 5 日をもって償還させていただくための手続を以下の通り行うこととなりましたので、あらかじめお知らせいたします。

記

1. 繰上償還の理由

当ファンドは平成 9 年 2 月に運用を開始し、受益者の皆様の資産運用の一助となるべく運用を行って参りましたが、長期間に渡り純資産総額の低迷が続いており、今後大幅な改善は難しいと判断し、この度、繰上償還させて頂くこととなりました。  
平成 21 年 4 月 30 日現在、ファンドの A コースおよび B コースの受益権を合計した口数が、約 13 億 85 万口 (A コース約 2 億 6,939 万口および B コース約 10 億 3,147 万口) となっており、当初設定に係る当該合計した受益権総口数 (A コース 56 億 8,951 万口、B コース 492 億 195 万口の合計口数 548 億 9,146 万口) の 10 分の 1 を下回っているため、信託約款第 49 条第 6 項の規定に基づき、信託終了日を繰り上げ、平成 21 年 10 月 5 日をもって償還させていただくための手続をとりさせていただくことといたしました。

2. 繰上償還の手続きならびに日程

①新聞公告 (日本経済新聞朝刊)	平成 21 年 7 月 3 日
②異議申立期間	平成 21 年 7 月 3 日から平成 21 年 8 月 4 日まで
③買取請求期間	平成 21 年 8 月 7 日から平成 21 年 8 月 27 日まで
④信託終了日	平成 21 年 10 月 5 日

公告日 (平成 21 年 7 月 3 日) 現在のファンドの受益者で、繰上償還にご異議のある受益者は、平成 21 年 7 月 3 日から平成 21 年 8 月 4 日までの期間に、自己の保有される口数についてシュローダー証券投信投資顧問株式会社に対して書面をもって異議を申し立てることができます。  
異議申立てをされたファンドの受益者の受益権口数が、平成 21 年 7 月 3 日現在におけるファンドの受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、平成 21 年 10 月 5 日をもって信託を終了いたします。

この場合、異議申立てをされた受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額 (受託銀行の買取請求必要書類受理日の翌営業日の基準価額) で、弊社所定の手続きにより、ファンドの受託会社に対し、平成 21 年 8 月 7 日から平成 21 年 8 月 27 日までの間に、当該受益権に係る投資信託財産をもって買取すべき旨を請求すること (以下「買取請求」といいます。) ことができます。

なお、繰上償還に異議申立てをされた場合であっても、必ず買取請求を行わなければならないわけではございません。引き続き変更された信託終了日まで受益権を保有されること、または従来通りいつでも販売会社に解約の請求をすることができます。

敬具

(裏面もご覧ください)

○異議申立ての方法について

予定しております繰上償還に対してご異議のある受益者は以下の内容を書面等にご記入の上、平成21年8月4日までに弊社までご送付ください。

なお、異議申立は8月4日弊社到着分までを有効とさせていただきますのでご了承ください。

(1) 宛先 〒100-6224 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

パシフィックセンチュリープレイス丸の内

シュローダー証券投信投資顧問株式会社 繰上償還に関する異議受付窓口

(2) ご記入いただく内容

①住所 ②氏名または社名(署名、捺印) ③電話番号(日中連絡先) ④ファンド名 ⑤販売会社の名称、取扱部支店名、口座番号※ ⑥繰上償還することについて反対する旨(例:上記受益権について、信託終了日を繰上げ平成21年10月5日で信託を終了することに異議を申立てます。)

※ 異議申立てをされた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して保有口数等の確認を行います。取扱部支店名や口座番号が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へご登録されているものと異なる場合等、上記の記入内容に不備等がある場合には、ご異議の意思表示が無効となる場合があります。

※ 異議申立てにあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行および委託会社(弊社)が共有することとさせていただきますのでご了承くださいようお願い申し上げます。

○異議申立てをされた受益者の買取請求手続について

異議の申立てをされたファンドの受益者の受益権口数が、平成21年7月3日現在の受益権総口数の2分の1を超えず、繰上償還が行われることとなった場合には、異議申立てをされた受益者は、以下の手続により、保有する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。

- ① 買取請求受付期間 平成21年8月7日から平成21年8月27日まで
- ② シュローダー証券投信投資顧問株式会社より異議申立ての受益者に対し「買取請求のご案内」を発送
- ③ 買取請求必要書類の記入
- ④ 販売会社/委託会社(弊社)を経由しての受託銀行(住友信託銀行)への買取請求必要書類の送付
- ⑤ 受託銀行での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
- ⑥ 受託銀行からご指定銀行口座へのお受取金額のお振込

※ 買取価額は、当該繰上償還がなければ当該受益権が有すべき公正な価額(受託銀行の買取請求必要書類受理日の翌営業日の基準価額)とします。

※ なお、受益者ご自身での納税手続きが必要になりますので、ご注意ください。

※ お受取金額は、上記買取価額から振込手数料および買取計算書郵送費用(郵便料金、簡易書留手数料)を差し引いた金額となります。また、このような諸般の手続が必要となるため、お受取金額のお支払いまでには、通常の解約請求よりも日数を要する可能性があります。

※ 繰上償還に異議申立てをされた場合であっても、必ず買取請求を行わなければならないわけではありません。引き続き変更された信託終了日まで受益権を保有されること、または従来通りいつでも取扱販売会社に解約の請求をすることができます。